

質問内容	回答
<p>① 本年中に退職しているアルバイト分の源泉徴収票は提出できるが、継続しているアルバイトもあるため、その分は提出できない。提出できるものだけでも出す必要があるか。</p>	<p>必要です。 退職している給与所得分は当社分と合わせて年末調整を行います。 継続している分は確定申告をして下さい。（年末調整後の当社分と合わせて確定申告をお願いします。）</p> <p>ただし、退職しているお勤め先が<u>2ヶ所以上あり、そのうちの1枚でも提出できない場合には年末調整ができませんので、全ての源泉徴収票が提出不要となります。</u></p>
<p>② 他社で業務委託契約を締結しパーソナルの仕事をしている。収入は給与所得ではなく報酬としてもらっている。どう扱うになるのか。</p>	<p>報酬は給与所得ではないので、<u>他社分が全て給与所得以外の場合</u>には年末調整の対象となります。 ただし、他社での報酬分は年末調整後、ご自身で確定申告をする必要があります。 来年1月下旬に当社の源泉徴収票を発行しますので、確定申告を行ってください。</p>
<p>③ 自営業をしている。 毎年、自分で確定申告をしているから、当社で年末調整をしなくても良いのですが。</p>	<p>給与所得分については主たる給与支払先で年末調整を行う必要があります。 当社で年末調整を行った上で、確定申告をお願いします。 保険料控除・住宅控除等を確定申告にて行うのであれば、申告保険料無しでe-革新を確定させてください。</p>
<p>④ 他社で年末調整を行う予定なので、当社ではやりません。</p>	<p>扶養控除申告書は1社にしか提出できず、年末調整は1社でしかできません。 どちらが主たる給与の支払先かをご確認ください。 当社が従たる支払先(主ではない)であれば、乙欄適用(毎月の徴収税額が高くなります)とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社が主たる給与支払先の場合 →税区分：甲 ・他社が主たる給与支払先の場合 →税区分：乙 <p>※社会保険加入者は原則当社が主たる給与支払先＝当社にて年末調整となります。</p>
<p>⑤ 登録制で1日だけアルバイトをしたのですが、その分の源泉徴収票も必要ですか。</p>	<p>給与所得であれば源泉徴収票は必要です。</p> <p>ただし現在も登録を継続中で退職していなければ当社分のみを年末調整後、確定申告となります。</p>